

# 令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会

日時：令和2年5月29日（金）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

## —— 会 議 次 第 ——

### 議 事

#### 1 答 申

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書

#### 2 受理報告

#### 3 その他

### 【審議資料】

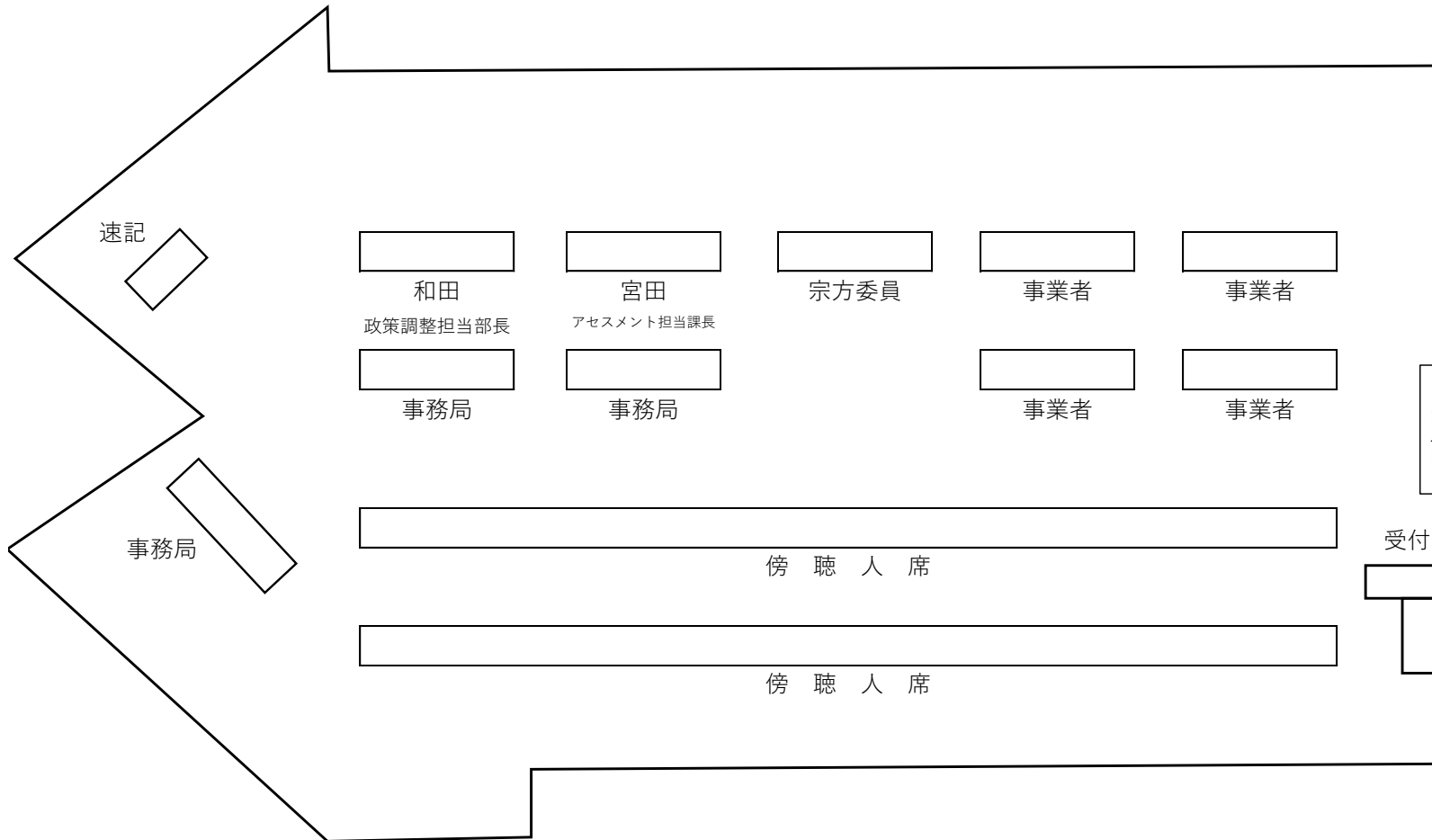
資料1 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書について

資料2 受理報告

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」総会 座席配置

日時：令和2年5月29日（金）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



< Webexによる出席者 >

- |       |      |
|-------|------|
| 審議会会長 | 柳委員  |
| 第一部会長 | 齊藤委員 |
| 第二部会長 | 坂本委員 |
| 池邊委員  | 高橋委員 |
| 池本委員  | 堤委員  |
| 玄委員   | 寺島委員 |
| 日下委員  | 宮越委員 |
| 小堀委員  | 森川委員 |
| 袖野委員  | 保高委員 |

(15名)

資料 1

令和2年5月29日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～  
多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」に係る特例環境配慮書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」に係る特例環境配慮書について

### 第1 審議経過

本審議会では、令和元年7月29日に「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書（以下「配慮書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、配慮書において示された複数の対象計画案について提出された都民の意見及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【騒音・振動】

工事の施行中のトンネル工事においてトンネル坑口では防音ハウスを使用し、環境への影響については小さいとしているが、トンネル坑口付近には住宅等が存在し、またトンネル工事は7年間と長期にわたることから、建設工事騒音の低減等の環境保全措置を確実に実行するとともに、必要に応じてより一層の環境保全の措置についても検討すること。

## 【生物・生態系】

予測地域である湿地の生息(育)環境について、事業が影響を及ぼす可能性は低いとしているが、湿地には注目される貝類等が存在しているため、工事の施行中において実施する地下水位等のモニタリング結果を丁寧に説明するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の実施についても検討すること。

## 付表

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年7月29日	・配慮書について諮問
審議会	令和2年1月22日	・現地視察
部 会	令和2年2月18日	・質疑及び審議
部 会	令和2年4月22日	・質疑及び審議
部 会	令和2年5月22日	・総括審議
審議会	令和2年5月29日	・答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

## 受 理 報 告 ( 5 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和2年5月1日
2 環境影響評価書	(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業	令和2年4月17日
3 事後調査報告書	・浜松町駅西口周辺開発計画(工事の施行中その5)	令和2年3月26日
4 変 更 届	・大日本印刷市谷工場整備事業	令和2年3月30日
	・都営村山団地(後期)建替事業	令和2年3月30日
	・八王子都市計画道路3・3・2号線(八王子市北野町~南浅川町)建設事業	令和2年3月31日

受 理 年 月 日  
令和 2 年 4 月 17 日

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について、住民から大気汚染への懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うこと。	煙突高さを決定した経緯について、基本計画における検討結果などを追記した。また、最新の排ガス処理設備を導入することや既存施設に比べ、より充実した環境保全計画としたことを追記した。 (本編 20、32 ページ、資料編 1～6 ページ)
騒音・振動	工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、本事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。	工事用車両の走行ルートについて、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする旨を追記した。また、廃棄物等運搬車両の走行について、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止等を徹底する旨を追記した。 (本編 298、301、302、305、306 ページ)
自然との触れ合い活動の場	計画地周辺には、玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、工事の施行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減すること。	工事用車両の走行ルートについて、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする旨を追記した。 (本編 490、491 ページ)



3月受理報告に係る助言事項一覧  
(事業者再回答)

報告年月日：令和2年3月27日  
網掛部：令和2年4月28日報告済

■その他（条例第90条に基づく報告等）

事業名：(仮称)南町田計画

事業者名：東急株式会社

項目	助言事項	事業者の回答
全般	<p>臨時駐車場が仮設の扱いであれば再度環境への影響を検討しなくてもよいかも知れませんが、繁忙期に定期的に使用する可能性があれば悪条件側でも予測評価を行い、対策を検討していくべきと考えます。</p> <p>また、臨時駐車場は2020年5月31日に閉鎖するとのことですが、それ以降、跡地利用はどのようになりますか。</p>	<p>第1・第2・第3臨時駐車場は、いずれも、商業施設の開業期における一時的な混雑に備え、開業から2020年5月までと期間を限定して一時的に運用する臨時駐車場であり、同じ場所で将来に亘り常時使用するものではないことから、仮設の設置としています。</p> <p>本施設においては、「東京都駐車場条例」及び「大規模小売店舗立地法」に基づき算出される必要台数を上回る数の駐車場（以下、「本体駐車場」）を、前身施設（グランベリーモール）の利用実績台数を踏まえ、施設内に設置しました。環境影響評価手続きでは、条例に則り本体駐車場を対象とし、予測評価等を行っております。</p> <p>今回、開業期の一時的な混雑による本施設周辺の交通渋滞を緩和する目的で、期間を限定して設置した「臨時駐車場」は、東京都環境影響評価条例に記載される「臨時に設置するもの」に該当し、環境影響評価の対象外であると考えます。</p> <p>一方、「周辺環境への影響を鑑み対策すべき」とのご助言をいただきました点については、環境影響評価の手続き外にて、周辺住民との対話等を通じて影響の把握に努め、対策を講じます。</p> <p>■第1臨時駐車場 2020年5月31日臨時駐車場閉鎖予定。2021年春頃より、集合住宅の建設工事が開始される予定です。</p> <p>■第2臨時駐車場（359台） 2020年5月31日臨時駐車場閉鎖予定。2023年4月より、別事業の工事が開始される予定です。</p>

項目	助言事項	事業者の回答
全般 つづき		<p>■第3臨時駐車場（約400台）</p> <p>2020年1月19日臨時駐車場閉鎖。2020年2月より、集合住宅の建設工事が開始されています。</p> <p>【4/28総会報告済】</p>
	<p>必ずしも何から何まで条例アセスの枠組で対応しようとする必要はないが、条例で扱うかどうかではなく、環境配慮の検討、対策を行ったかどうか重要です。</p> <p>近年、企業の社会的責任に環境配慮が含まれることは当たり前のようになっており、事業者は、何らかの車両台数や環境影響の推定、検討を行って対策を講じたはずです。</p> <p>来場車両の影響については当時、地元に関心が高かった項目と記憶しており、これらのことから、検討内容や対応結果を情報提供という形で報告してもらうことがよいと考えます。</p> <p>臨時駐車場終了後に駐車場をオーバーフローするようなことがあれば、事業の範囲内としてきちんと把握して対応も含めて事後調査で報告してください。</p>	<p>臨時駐車場における環境配慮の対策として、以下のような取り組みを行ってまいりました。</p> <p>【計画時に配慮した事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時駐車場の開設場所は、主要幹線道路である国道246号・16号の沿道を中心に選定し、来場車両を当施設及び周縁住宅地区へ近付く手前で止める事で、周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への来場車両による影響を減じるよう配慮した。</li> <li>・臨時駐車場の開設場所は、来場車両の誘導ルートも考慮し、当施設本体駐車場の入庫・出庫ルート上から直接または最小限の迂回で出入りできる場所を選定し、当施設周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への臨時駐車場利用車両による影響が最小限になるよう配慮した。</li> <li>・臨時駐車場の使用有無については、繁閑予想に基づきあらかじめ終日単位で判断するのではなく、係員増員の体制等は整えた上で、あくまで当日の本体駐車場の稼働状況による判断とすることで、臨時駐車場の使用時間を可能な限り短くし、周辺地域への影響が最小限になるよう配慮した。</li> </ul> <p>【運用時に配慮している事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道・バス等の公共交通の利用促進施策として、当施設の広告やウェブサイト、東急沿線駅及び町田駅（東急線沿線外のターミナル駅）におけるポスターでのご案内や、公共交通利用者へのクーポン発行等を実施する。（開業時には、町田市の協力を得て、東急沿線外のターミナル駅である町田駅前のJR線・小田急線乗り換え主要動線で歩行者通行量の多い位置でも公共交通利用による来場を促すポスター掲出を実施した）。</li> </ul>

項目	助言事項	事業者の回答
全般 つづき	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場混雑状況を、当施設ウェブサイトにてタイムリーに掲載し、車での来場は混雑時を避けるようご案内する。</li> <li>・ 来場者の多い土休日には、小田急相模大野駅と当施設との間で直行バスを運行する。</li> <li>・ 交通誘導員を適切に配置し、円滑な交通流の確保及び車両の集中を避ける。</li> </ul> <p>以上のこれらの取り組みについては、今後も継続して実施してまいります。</p> <p>臨時駐車場閉鎖後のオーバーフローの発生等については、把握・対応に努め、事後調査報告書(工事の完了後)において報告いたします。また、東京都への報告事項等があれば、適宜ご報告させていただきます。</p> <p>なお、当施設は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2020年4月8日から休館しております(一部店舗を除く)。臨時駐車場は、3月23日(月)から使用しておりません。</p> <p>施設再開時期は、5月18日時点で未定ですが、6月以降(臨時駐車場閉鎖後)となることも予想されます。再開後、臨時駐車場閉鎖に伴う施設周辺の交通渋滞が発生することがないように、対策に努めてまいります。</p>

項目	助言事項	事業者の回答
大気汚染	<p>環境影響評価制度は、地域の住民の方をはじめ、関係する自治体の意見を聴き、専門的立場からの審査をへて、その事業による環境への影響をできるだけ少なくなるようにする一連の手続きです。</p> <p>今回、関連施設と考えられる臨時駐車場は、約 900 台もの規模があり、「事前に警察協議を行っている」との記載もあるように、開業時の混雑については十分見込めることを想定して整備されたのではないかと思います。</p> <p>環境への負荷や交通の状況は最も影響が大きいタイミングで検討すべきであるにもかかわらず、その状況をまったく把握していない状態の評価がなされてしまいました。</p> <p>事業者によりますと「一時的な混雑に対応するためのものであり、変更届と関係なく必要なものであった」との記載がありますが、そのような変動をも含めた状況を見るべきでした。「警察協議などを踏まえて設置を検討してきた」段階で変更届を出すべきではなかったでしょうか。</p>	<p>臨時駐車場の場所や台数に関しては、開業の 2 ヶ月前に概ね内容を定めており、開業時の一時的な混雑に伴う渋滞対策等についての警察協議において、渋滞対策案の一つとして、臨時駐車場を設置する旨協議報告を行っております。</p> <p>「環境への負荷や交通の状況は最も影響が大きいタイミングで検討すべき」点については、環境影響評価の手続きに則り、評価対象外の臨時駐車場を除いた状態で検討しております。</p> <p>本施設においては、「東京都駐車場条例」及び「大規模小売店舗立地法」に基づき算出される必要台数を上回る数の駐車場を、前身施設であるグランベリーモールの利用実績台数を踏まえ、施設内に設置し、この施設内駐車場に対して、条例に則り環境影響評価手続きを行っております。</p> <p>調査計画書等今までの手続きにおいても「定常状態での予測評価・事後評価を行うこと」を記載しており、一時的な混雑の変動を含めた状況に対して予測評価を行うべきとの認識はございません。</p> <p style="text-align: right;">【4/28 総会報告済】</p>
	<p>2</p> <p>臨時駐車場は 2020 年 5 月 31 日に閉鎖するとありますが、閉鎖が可能となる根拠がわかりません。参考にした以前の施設の開業時の駐車場台数推移では開業後 3 ヶ月程度で混雑が落ち着いてきているようですが、現状では 4 ヶ月経っても臨時駐車場が必要とされているように思えます。現在の状況は如何でしょうか。</p>	<p>本施設の臨時駐車場の使用状況は以下のとおりで、開業後 4 ヶ月目（2020 年 2 月）から平日の臨時駐車場の使用はなく、土休日の第 1・第 2 臨時駐車場の使用日・使用時間が減少するなど、開業混雑が落ち着く傾向を見せています。</p> <p>開業後 5 ヶ月目（2020 年 3 月）についても、平日の臨時駐車場の使用はなく、土休日の第 1・第 2 臨時駐車場の使用日・使用時間が減少しており、混雑が落ち着く傾向となっています。</p> <p>○開業後 1 ヶ月目（2019 年 11 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日、土休日ともにほぼ毎日、すべての臨時駐車場を使用。</li> </ul>

項目	助言事項	事業者の回答
<p>大気汚染 つづき</p>	<p>2</p> <p>事業者が変更届を出さないことのために、臨時駐車場の閉鎖を急ぐあまり、周辺に新たな交通渋滞を引き起こす懸念はないのでしょうか。そうだとすると本末転倒です。</p> <p>臨時駐車場の運用・保全措置の取り組み状況や計画について、今後も報告していただきたく思います。</p>	<p>○開業後2ヶ月目(2019年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平日については、第3臨時駐車場は使用せず第1・第2臨時駐車場を数日のみ使用。土休日についても、第3臨時駐車場の使用日・使用時間が減少した。</li> </ul> <p>○開業後3ヶ月目(2020年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平日の臨時駐車場の使用はなく、土休日の第1・第2臨時駐車場の使用日が減少した。(第3臨時駐車場は2020年1月20日以降閉鎖)</li> </ul> <p>○開業後4ヶ月目(2020年2月)以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平日の臨時駐車場の使用はなく、土休日の第1・第2臨時駐車場の使用日・使用時間が減少した。</li> </ul> <p>○開業後5ヶ月目(2020年3月)以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平日の臨時駐車場の使用はなく、土休日の第1・第2臨時駐車場の使用日・使用時間がさらに減少した。</li> </ul> <p>本施設の事業者である東急株式会社(旧:東急電鉄株式会社)は、商業施設事業者としてだけでなく、鉄道事業者としても長い時間をかけて周辺の方との関係性を構築してきており、今回の開発においても交通渋滞等でご迷惑をかけないことを最優先事項と考え、計画・対応を進めてまいりました。今回の臨時駐車場は変更届の対象となるとは考えておりませんが、変更届の有無に関わらず、渋滞対策は継続して取り組みます。2020年6月以降(臨時駐車場閉鎖後)は、一時的に混雑した際(年末年始・ゴールデンウィーク等)には、交通混雑の対応に有効な周辺駐車場の把握を進め、提携サービス等の協力体制を整えることで対応していくことを予定しています。さらに、来場者に鉄道・バス等の公共交通の利用を促す取り組みなどを継続実施する予定です。</p> <p>臨時駐車場の運用・閉鎖、保全措置の取り組みについては、事後調査報告書(工事の完了後)にて報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">【4/28 総会報告済】</p>

項目	助言事項	事業者の回答
<p>大気汚染 つづき</p>	<p>2</p> <p>この案件は臨時駐車場についての問い合わせに明確な返事がなく、第 90 条報告になったと聞いています。そもそも、なぜ環境影響評価の審議をするかというところに立ち返ったときに、「臨時駐車場の場所や台数を開業する 2 カ月前に決めた」という回答がありました。</p> <p>開業 2 カ月前に臨時駐車場の必要性を認識した時点で影響について確認すべきではなかったか一番懸念するところです。</p> <p>いろいろな環境影響評価を行い、評価書を作成し、どのような影響があるか、かなり細かく見たはずです。</p> <p>臨時駐車場をつくらなければいけないと認識したときに、どうしてそれが環境に影響しないのかというところに考えが至らなかったのか、非常に問題です。なぜ環境に対してやってきたのかというところに立ち返って検討していただきたいと思っています。</p>	<p>臨時駐車場における環境配慮の対策として、以下のような取り組みを行ってまいりました。</p> <p><b>【計画時に配慮した事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時駐車場の開設場所は、主要幹線道路である国道 246 号・16 号の沿道を中心に選定し、来場車両を当施設及び周縁住宅地区へ近付く手前で止める事で、周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への来場車両による影響を減じるよう配慮した。</li> <li>・臨時駐車場の開設場所は、来場車両の誘導ルートも考慮し、当施設本体駐車場の入庫・出庫ルート上から直接または最小限の迂回で出入りできる場所を選定し、当施設周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への臨時駐車場利用車両による影響が最小限になるよう配慮した。</li> <li>・臨時駐車場の使用有無については、繁閑予想に基づきあらかじめ終日単位で判断するのではなく、係員増員の体制等は整えた上で、あくまで当日の本体駐車場の稼働状況による判断とすることで、臨時駐車場の使用時間を可能な限り短くし、周辺地域への影響が最小限になるよう配慮した。</li> </ul> <p><b>【運用時に配慮している事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道・バス等の公共交通の利用促進施策として、当施設の広告やウェブサイト、東急沿線駅及び町田駅（東急線沿線外のターミナル駅）におけるポスターでのご案内や、公共交通利用者へのクーポン発行等を実施する。（開業時には、町田市の協力を得て、東急沿線外のターミナル駅である町田駅前の JR 線・小田急線乗り換え主要動線で歩行者通行量の多い位置でも公共交通利用による来場を促すポスター掲出を実施した）。</li> <li>・駐車場混雑状況を、当施設ウェブサイト タイムリーに掲載し、車での来場は混雑時を避けるようご案内する。</li> <li>・来場者の多い土休日には、小田急相模大野駅と当施設との間で直行バスを運行する。</li> <li>・交通誘導員を適切に配置し、円滑な交通流の確保及び車両の集中を避ける。</li> </ul>

項目	助言事項	事業者の回答
大気汚染 つづき	<p>2 東急は事業をほかにもいろいろやっております、ほかのところでも配慮し、しっかり対応していただきたいと思っております。</p>	<p>以上のこれらの取り組みについては、今後も継続して実施してまいります。</p> <p>他事業においても、環境への配慮事項について対応するよう努めてまいります。また、東京都への報告事項等があれば、適宜ご報告させていただきます。</p>
	<p>ある期間とはいえ、臨時駐車車両分大気汚染物質が増加されたはずである。しかしながら、この影響について評価してない。事前に評価しなかった合理的な理由を説明するか、過去に戻って予測計算を実施することで影響の小ささを示すか、臨時駐車場に車両が多く入る日に実測するか、いずれかの対応が必要であると思われま。</p>	<p>当該臨時駐車場は、東京都環境影響評価条例における「臨時に設置するもの」に該当し、環境影響評価の対象外と考えておりますので、臨時駐車場車両台数分を考慮しておりません。</p> <p style="text-align: right;">【4/28 総会報告済】</p>
	<p>3 一時的とはいえ、臨時駐車場の利用者分の大気汚染物質が増加されたはずだが、事業者は、条例の対象外なのでこの影響について評価しないと主張しました。ほかの委員の助言に対する回答も同様に見えます。</p> <p>合理的な理由も説明しないで、しかもアセスでやる予測計算や、実測による影響の小ささも示さないで、周辺住民との対話等を通じて影響の把握に努め、対策を講じると言っているが、現場で対応をとるのは当然のことだと思えます。</p> <p>それだけではなく、その対応が正しいものなのか、そういう根拠を予測計算とか実測などで示していないと、周辺住民の懸念は払拭されないのではないのでしょうか。</p> <p>私もほかの委員の方々も環境への影響を懸念して助言しているにもかかわらず、条例の対象外だという理由で、余り助言に対して真摯に向き合っていない東急の対応は大変残念に思います。</p>	<p>私共としては、条例を抛り所として環境影響評価手続きを進めてまいりました。このため、今回の臨時駐車場は条例アセスにおける対象とは認識しておらず、事前の予測計算は行いませんでしたが、臨時駐車場における環境配慮の対策として、以下のような取り組みを行ってまいりました。</p> <p>【計画時に配慮した事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時駐車場の開設場所は、主要幹線道路である国道246号・16号の沿道を中心に選定し、来場車両を当施設及び周縁住宅地区へ近付く手前で止める事で、周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への来場車両による影響を減じるよう配慮した。</li> <li>・臨時駐車場の開設場所は、来場車両の誘導ルートも考慮し、当施設本体駐車場の入庫・出庫ルート上から直接または最小限の迂回で出入りできる場所を選定し、当施設周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への臨時駐車場利用車両による影響が最小限になるよう配慮した。</li> <li>・臨時駐車場の使用有無については、繁閑予想に基づきあらかじめ終日単位で判断するのではなく、係員増員の体制等は整えた上で、あくまで当日の本体駐車場の稼働状況による判断とすることで、臨時駐車場の使用時間を可能な限り短くし、周辺地域への影響が最小限になるよう配慮した。</li> </ul>

項目	助言事項	事業者の回答
<p>大気汚染 つづき</p>	<p>3</p>	<p><b>【運用時に配慮している事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道・バス等の公共交通の利用促進施策として、当施設の広告やウェブサイト、東急沿線駅及び町田駅（東急線沿線外のターミナル駅）におけるポスターでのご案内や、公共交通利用者へのクーポン発行等を実施する。（開業時には、町田市の協力を得て、東急沿線外のターミナル駅である町田駅前の JR線・小田急線乗り換え主要動線で歩行者通行量の多い位置でも公共交通利用による来場を促すポスター掲出を実施した）。</li> <li>・駐車場混雑状況を、当施設ウェブサイトにてタイムリーに掲載し、車での来場は混雑時を避けるようご案内する。</li> <li>・来場者の多い土休日には、小田急相模大野駅と当施設との間で直行バスを運行する。</li> <li>・交通誘導員を適切に配置し、円滑な交通流の確保及び車両の集中を避ける。</li> </ul> <p>以上のこれらの取り組みについては、今後も継続して実施してまいります。</p> <p>また、臨時駐車場の位置や台数、交通誘導員の配置箇所を事前に住民の方にご説明することで、住民の方の懸念の払拭に努めてまいりました。</p> <p>引き続き、来場車両数低減や、円滑な交通流確保のための対策を実施し、環境影響の低減に努めてまいります。</p>



項目	助言事項	事業者の回答
騒音・振動	<p>事業者は「商業施設の開業期における一時的な混雑に備えて期間を限定して運用する『臨時駐車場』であり、本条例の対象事業となる恒常的な自動車駐車場には該当せず・・・」(4.1の(1))としています。事前に計画・準備していることから、事業計画の一部と考えるのが妥当のように思えます。一時的ではあっても交通騒音や渋滞によって周辺に影響を及ぼす可能性がありますので、環境保全のための措置の強化が必要ではないでしょうか。</p>	<p>今回の臨時駐車場については、場所や台数について開業2ヶ月前に概ね定まっていたものの、一時的な利用に限られていることから、評価対象外の「臨時」に該当すると考えました。</p> <p>ご助言いただいた環境保全のための措置は必要と考えており、引き続き、来場者に鉄道・バス等の公共交通の利用を促す取り組みなどを継続実施する予定です。</p> <p>また、臨時駐車場についても、環境影響評価の指標によらず、環境保全が求められる場合には、以下のような保全措置を実施してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通誘導員を適切に配置し、円滑な交通流の確保及び車両の集中化を避ける。</li> <li>・来店者の車両について、駐車場における走行速度制限を遵守するよう周知を図る。</li> <li>・来店者の車両について、駐車場におけるアイドリングストップの周知を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【4/28 総会報告済】</p>
	<p>事業者の東急は、この臨時駐車場は900台という結構大きな規模で、使用期間も半年以上と、長い期間にわたるが、それに対して予測評価は行わないとしているのは、残念に思っています。臨時駐車場の周辺環境の影響を懸念する審議会の助言に対して、きちんと対応していただけなかったのは残念に思っています。</p> <p>臨時駐車場は5月末に閉鎖して、今後は使用しないということだが、周辺環境の保全のために来場者に対して鉄道やバスといった公共交通の利用を促す等の取り組みを確実に実施するとともに、その他必要に応じて取り組みの強化を行っていただきたいと考えています。</p>	<p>今回、臨時駐車場における環境配慮の対策として行った以下の取り組みを継続して実施するとともに、さらなる環境保全措置が求められる場合は、状況に応じ適切な取り組みを実施するよう努めてまいります。</p> <p>また、東京都への報告事項等があれば、適宜ご報告させていただきます。</p> <p>【計画時に配慮した事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時駐車場の開設場所は、主要幹線道路である国道246号・16号の沿道を中心に選定し、来場車両を当施設及び周縁住宅地区へ近付く手前で止める事で、周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への来場車両による影響を減じるよう配慮した。</li> <li>・臨時駐車場の開設場所は、来場車両の誘導ルートも考慮し、当施設本体駐車場の入庫・出庫ルート上から直接または最小限の迂回で出入りできる場所を選定し、当施設周縁住宅地及びその生活道路である当施設外周道路への臨時駐車場利用車両による影響が最小限になるよう配慮した。</li> </ul>

項目	助言事項	事業者の回答
騒音・振動 つづき	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時駐車場の運用を計画する上で、臨時駐車場の使用有無は、繁閑予想に基づきあらかじめ終日単位で判断するのではなく、あくまで当日の本体駐車場の稼働状況による判断とし、臨時駐車場使用による周辺地域への影響が最小限になるよう配慮した。</li> </ul> <p><b>【運用時に配慮している事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道・バス等の公共交通の利用促進施策として、当施設の広告やウェブサイト、東急沿線駅及び町田駅（東急線沿線外のターミナル駅）におけるポスターでのご案内や、公共交通利用者へのクーポン発行等を実施する。（開業時には、町田市の協力を得て、東急沿線外のターミナル駅である町田駅前の JR 線・小田急線乗り換え主要動線で歩行者通行量の多い位置でも公共交通利用による来場を促すポスター掲出を実施した）。</li> <li>・駐車場混雑状況を、当施設ウェブサイトにタイムリーに掲載し、車での来場は混雑時を避けるようご案内する。</li> <li>・来場者の多い土休日には、小田急相模大野駅と当施設との間で直行バスを運行する。</li> <li>・交通誘導員を適切に配置し、円滑な交通流の確保及び車両の集中を避ける。</li> </ul> <p>なお、当施設は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 2020 年 4 月 8 日から休館しております（一部店舗を除く）。臨時駐車場は、3 月 23 日（月）から使用しておりません。</p> <p>施設再開時期は、5 月 18 日時点で未定ですが、6 月以降（臨時駐車場閉鎖後）となることも予想されます。再開後、臨時駐車場閉鎖に伴う施設周辺の交通渋滞が発生することがないように、対策に努めてまいります。</p>

## 4月 受理報告に係る助言事項一覧 (事業者回答)

報告年月日：令和2年4月28日

### ■事後調査報告書

事業名：一般国道16号（昭島市拝島町～福生市熊川間）拡幅事業（工事の施行中その9）

事業者名：国土交通省 関東地方整備局

項目	助言事項	事業者の回答	
騒音・振動	1	<p>道路交通騒音の影響を受けているということですが（特に松原地区）、工事による車線規制などを行ってれば、さらに道路交通騒音の影響を受けると考えられ、何かそのための対策（渋滞緩和の対策等）も行っているのではないのでしょうか。何か行っているのであれば、評価書との対比だけでなく、p. 28 や p. 42 の環境保全のための措置に記載してもよいように感じました。</p>	<p>事後調査報告書 p. 31 に記載のとおり、武蔵野橋北側における舗装工の調査実施時に、周辺交通への影響を低減するため、交通規制を実施しています。</p> <p>交通規制は、交通渋滞を回避するため夜間の交通量が減少した時間帯に実施しており、渋滞は発生しておらず、今回、予測値を上回った理由は、p. 31 に記載のとおり、一時的に稼働させた建設機械によるものと考えております。</p> <p>今後の事業実施にあたり、安全確保及び渋滞緩和を目的とした交通規制を実施し、それに伴い騒音・振動の低減が図られた場合は、事後調査報告書にその旨記載するよう検討します。</p>

### ■事後調査報告書

事業名：東京都市計画道路放射第5号線（杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間）建設事業  
（工事の施行中その3）

事業者名：東京都

項目	助言事項	事業者回答	
騒音・振動	1	<p>使用機械の変更によって、街築工の騒音が勧告基準値（80 dB）をギリギリでクリアする程度まで大きくなっています。今後の事業においては、勧告基準値を超えないように、適宜考えられる対策を実施しながら工事を進めて下さい。</p>	<p>助言のとおり、今後の事業において、勧告基準値を超えないよう、適宜対策等を講じながら、工事を進めていきます。</p>
	2	<p>P38※80%レンジの上端値の説明ですが、振動の評価は80%レンジの上端値で行うのが通常だと思いますので説明不要ではないのでしょうか？</p>	<p>事後調査報告書は一般都民にも公表されるため説明を添えましたが、次回の報告書では説明を削除します</p>

項目	助言事項	事業者回答
生物・生態系	1 p. 125～、確認種の変化と注目される種の変化を中心に記載していますが、生態系としての評価が弱いように感じます。たとえば、今回の事業で地域の生態系機能の維持や向上のために講じた措置と、その効果に対する評価はできないものでしょうか。見落としがたかもしれませんが環境保全の措置の実施状況の記載がないのでしょうか？	評価書及び事後調査計画書に基づき、工事の施行中は、動物・植物相等の変化の内容及び程度について調査しております。生態系については、工事の完了後に実施する予定です。また、評価書に記載した環境保全の措置の実施状況については、今後の工事で実施するものを含め、次回の事後調査報告書において報告します。
廃棄物	1 p. 137 表中、建設泥土に関する記載がありますが、発生量は建設発生土に含まれているということでしょうか？	建設泥土の発生量は発生土に含まれており、約 42 m <sup>3</sup> です。

### ■事後調査報告書

事業名：ふじみ新ごみ処理施設整備事業（工事の完了後その2）

事業者名：ふじみ衛生組合

項目	助言事項	事業者回答
事業内容	1 p. 22 人口は増加しているけれども、市民の協力により一人当たりのごみ排出量を減少させているため、地域内のごみ処理量のピークが H31 の予定だったものが H26 となり、余力で小金井市のごみを受け入れているという理解で良いのでしょうか？人口は増加傾向を継続しているようですが、想定通りでしょうか？1人当たりごみ排出量の減量にも限界があると思ひ、ごみ排出量が増加に転ずる可能性はないのでしょうか？	お見込みのとおりです。 当組合可燃施設の計画処理量は年間 77,300t であります。地域内のごみ処理量は三鷹市民・調布市民 1 人当たりのごみ排出量の減少に伴い、平成 26 年度の年間 71,693t が最大となっており、余力で小金井市から年間 3,500t 以内を条件に、平成 29 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 17 日までの間、可燃ごみを受け入れたものです。 人口は令和 2 年度をピークと想定しており、地域内の総ごみ量が大きく増加することはないと想定しています。 また、1 人当たりのごみ排出量が増加に転ずる可能性も考えられますが、家庭系ごみを有料化していることもあり、総ごみ排出量が大きく増加することはないと考えています。 なお、令和 2 年度のごみ処理計画量は年間 71,097 t としています。

項目	助言事項		事業者回答
大気汚染 悪臭	1	<p>苦情もなく、各種データにより順調な稼働状況である様子が確認できました。引き続き、情報をわかりやすく提示していただければと思います。</p>	<p>平成 24 年 10 月に周辺自治会等と当組合で締結した「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」に基づき、排ガスデータを当組合表示板、当組合ホームページ、三鷹市役所ロビー及び調布市役所ロビーにおいて常時表示しています。</p> <p>また、排ガスを含む環境測定データを、ふじみ衛生組合地元協議会へ定期的に報告するとともに、当組合ホームページに掲載する他、三鷹市及び調布市へ全戸配布する広報紙において、年 2 回お知らせしています。</p>
騒音・振動	1	<p>p. 96、106、他に良い地点がないのかもしれませんが、葉に覆われていて風が吹くと葉のこすれる音を拾うように感じ、調査にあまりよい場所ではないように感じます。</p>	<p>調査地点は、事後調査計画書に基づき、焼却施設からの影響が大きいと想定される 2 地点を選定しており、「事後調査報告書（工事の完了後その 1）」においても同様の地点で調査を実施しました。</p> <p>本事後調査における波形データでは、発生要因が不明な音で、瞬間的に 60dB 程度の音が確認されており、その音が葉擦れ音の可能性がありますが、葉が少ない時期に行った「事後調査報告書（工事の完了後その 1）」と今回の「事後調査報告書（工事の完了後その 2）」では、同様の騒音レベルであり、葉擦れ音の大きな影響は確認されておりません。</p>

## 5月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和2年5月29日

### ■事後調査報告書

事業名：浜松町駅西口周辺開発計画（工事の施行中その5）

代表事業者名：株式会社世界貿易センタービルディング

項目	助言事項		委員
大気汚染	1	表 1-11 では工事用車両の走行予定台数として「変更届（平成 30 年 2 月）における工事第 1 期の工事用車両ピーク時（70 ヶ月目）の最大走行月日平均台数(台/日)」が記載され、実際の走行台数(69 ヶ月目)と比較しています。かなり台数の差がありますが、理由はあるのでしょうか。	森川委員
	2	事後調査を行った 2019 年 6 月 7 日-14 日は低気圧の通過や梅雨前線の影響によって日々降雨があった。一方、この前後の 1 週間も同程度の交通量だと想定すると、この前後は晴天弱風日のため、事後調査日が 1 週間ずれていたら大気汚染濃度がもっと高く観測された可能性があります。事後調査結果と予測結果を比較する際に、対象期間の違いだけでなく、事後調査日の天候の問題についても触れておいたほうがよいと思います。特に二酸化窒素について。	日下委員

### ■変更届

事業名：八王子都市計画道路 3・3・2 号線（八王子北野町～南浅川町）建設事業

事業者名：国土交通省 関東地方整備局

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	騒音・振動のレベルが大きくなるわけではありませんが、工事期間が大幅に延びることで周辺住民の心理的負担が増え、苦情が出やすくなる可能性があります。周辺住民とのコミュニケーションを密に取り、必要に応じて適切な措置を講じながら工事を進めて下さい。	高橋委員

■変更届

事業名：都営村山団地（後期）建替事業

事業者名：東京都

項目	助言事項	委員
廃棄物	<p>4 頁</p> <p>4.2 変更の理由</p> <p>「解体工事前の調査で外壁にアスベスト含有成形板を使用していることが確認されたため、その対応により工事の遅れが生じ、変更を行った。」旨が、工事工程の変更の理由として述べられています。すべての棟の外壁か、それとも一部の棟の外壁だったのでしょうか。アスベストが確認された事実について、正確な記録が示されている方が、適切な管理の下で建て替え事業が展開していることを理解できると感じました。</p>	荒井委員
	<p>17 頁</p> <p>表 5-2(2) 予測の見直し項目及びその理由</p> <p>廃棄物の項目に関して</p> <p>「解体工事前の調査で外壁の一部にアスベストが使用されていること、アスベスト含有成形板が一部の箇所で使用されていたことが確認された」ため、関係法令を順守して適正に処分する旨の記載があり、再予測は「無」とする表記がありました。「発生量及び処理状況について事後調査報告書において報告する」との予定が示されていますので、その事後調査報告書においては定量的な情報の明示に努めていただきたいと思います。</p>	荒井委員